

第37回山梨県ミニバスケットボール交歓大会 実施要項

平成27年5月10日 代表者会議
富士北麓公園体育館

1. 主催 山梨県バスケットボール協会、山梨県ミニバスケットボール連盟
2. 主管 山梨県ミニバスケットボール連盟富士吉田支部、南都留支部、都留支部
3. 後援 富士吉田市教育委員会、都留市教育委員会、富士河口湖町教育委員会、山中湖村教育委員会、忍野村教育委員会、山梨県スポーツ少年団
4. 期日 平成27年5月17日（日）
5. 会場 【メイン会場】鐘山総合体育館（E組、J組）
下吉田第二小体育館（A組）、吉田小体育館（D組）、吉田西小体育館（C組）、
下吉田東小体育館（L組）、明見小体育館（K組）、都留市民体育館（I組、M組）、
船津小体育館（F組、O組）、忍野村民体育館（B組、H組）、山中小体育館（G組、N組）
6. 参加資格 連盟に登録しているチーム・選手で、ミニ公認B級以上の帯同審判の出せるチーム。
7. 集合時間 午前8時20分開場・集合 開会式は午前8時30分よりメイン会場のみ行う。
(他会場はチーム代表者打ち合わせを午前8時30分から行う。)
8. 試合方法 男女パートごと、予選リーグまたは予選トーナメントを行い、勝ち上がったチームで決勝を行う。
3位決定戦は行わない。

9. 参加チーム数

| | 峡北 | 中巨摩 | 甲府 | 東西八 | 東山梨 | 北都留 | 南都留 | 富士吉田 | 都留 | 合計 |
|----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|------|----|----|
| 男子 | 8 | 6 | 7 | 5 | 6 | 2 | 2 | 4 | 1 | 41 |
| 女子 | 4 | 11 | 7 | 4 | 5 | 5 | 6 | 7 | 6 | 55 |
| 合計 | 12 | 17 | 14 | 9 | 11 | 7 | 8 | 11 | 7 | 96 |

10. 競技規則

- ① 日本バスケットボール協会ミニバス競技規則によって行う。
- ② 試合時間は、各クォーター6分、クォータータイム1分、ハーフタイム5分とする。尚、後半が終わって同点の場合は、1回3分間の延長時間を必要な回数だけ行う。各延長時間の前に2分間のインターバルをおく。
- ③ 予選リーグにおいて3チームの勝敗数が同じ場合は、ゴールアベレージ（総得点を総失点で割った数値）の高いチームを上位とする。ゴールアベレージが同じ場合は総得点の高いチームを上位とする。
総得点も同じ場合は代表者1名の抽選による。
- ④ ベンチに入れる者は、原則としてコーチ1名、アシスタントコーチ2名、マネージャー1名、選手15名とする。
- ⑤ ベンチで立って指導できるのは、コーチ腕章を付けた1名のみとする。
- ⑥ ユニフォーム、ベンチは組合せ番号の若いチームが淡色のユニフォームを使用し、TO席に向かって右側のベンチを使用する。ユニフォームについてのみ、これによらない場合は両チームが話し合い決定する。
- ⑦ 選手が10名に満たないチームの参加を認めるが、予選を勝ち上がることはできない。どのような得点であっても対戦チームの勝ちとする。
(例外：登録上は10名以上だが当日何らかの理由で10名に満たなくなってしまう対戦する両チームが10名に満たないチーム同士となった場合は、10名に満たないチーム同士の対戦でも勝ち負けを決定する)
- ⑧ 選手が10名に満たないチームが試合を行う場合、8～9人で構成されている場合は通常通り4Q行う。
5～7人で構成されている場合は1Q・2Q・4Qを行い3Qは休憩のため無しとする。

11. 審判及びTO

- ① 審判およびTOは別紙割り当て表のとおりとする。
- ② 審判は各チームの帯同審判で行う。
- ③ 各パート決勝戦の審判およびTOは予選で2位になった2チームで行う。（ここでいう予選2位とは、最終試合前の3チームによるリーグ戦もしくは4チームによるトーナメント戦で2位となったチームのこと。）
- ④ 何らかの理由でチームが参加できなくなってしまった場合でも審判は派遣すること。
尚、参加できなくなってしまったチームに割り当てられているTOは、次の試合に該当しないチームで行う。
(朝のチーム責任者打ち合わせにて各会場に対応してください。)
- ⑤ TOにはTO主任として指導者またはルールを理解している保護者が付き添うこと。
※チームの事情により該当者がいない場合でもチームの責任においてTO主任を出す。

12. 組合せ別紙参照

① 予選で同支部のチーム、10名に満たないチーム同士が当たらないように配慮する。

13. 試合開始予定時刻 (メイン会場は10分遅れで行う。)

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 第1試合 | 9:00~ | 第5試合 | 13:00~ |
| 第2試合 | 10:00~ | 第6試合 | 14:00~ |
| 第3試合 | 11:00~ | 第7試合 | 15:00~ |
| 第4試合 | 12:00~ | 第8試合 | 16:00~ |

※ 試合が連続する場合は前の試合が終了後、20分間のインターバルをとる。

14. 各パート支部別配当数及び試合会場

| | パート | | 峡北 | 中巨摩 | 甲府 | 東西八 | 東山梨 | 北都留 | 南都留 | 吉田 | 都留 | 計 | 試合会場 | 会場責任 |
|---|-----|---|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----------|-----------|
| | 男 | 1 | A | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | | 7 | 下吉田第二小体育館 |
| | 2 | B | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | | | 7 | 忍野村民体育館 | ドリームズ |
| | 3 | C | 1 | 1 | 2 | | 1 | 1 | | 1 | | 7 | 吉田西小体育館 | ウエストボーイズ |
| 子 | 4 | D | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 7 | 吉田小体育館 | 吉田 |
| | 5 | E | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | | 7 | 鐘山総合体育館 | 明見 |
| | 6 | F | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | | | 6 | 船津小体育館 | 河口湖I |
| | 合計 | | 8 | 6 | 7 | 5 | 6 | 2 | 2 | 4 | 1 | 41 | | |
| | パート | | 峡北 | 中巨摩 | 甲府 | 東西八 | 東山梨 | 北都留 | 南都留 | 吉田 | 都留 | 計 | 試合会場 | 会場責任 |
| | 女 | 1 | G | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | | 1 | 6 | 山中小体育館 | 山中L |
| | 2 | H | | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | | 6 | 忍野村民体育館 | 忍野W |
| | 3 | I | | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 | 6 | 都留市民体育館 | 西桂 |
| | 4 | J | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | | 6 | 鐘山総合体育館 | 下 |
| | 5 | K | 1 | 2 | 1 | | | 1 | | 1 | | 6 | 明見小体育館 | 小明見 |
| 子 | 6 | L | | 1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 6 | 下吉田東小体育館 | 下東 |
| | 7 | M | | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 | 6 | 都留市民体育館 | 都留 |
| | 8 | N | 1 | 1 | | | 1 | | 1 | 1 | 1 | 6 | 山中小体育館 | 山中L |
| | 9 | O | | 2 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 7 | 船津小体育館 | 船津SW |
| | 合計 | | 4 | 11 | 7 | 4 | 5 | 5 | 6 | 7 | 6 | 55 | | |

15. 表彰 各組1位に賞状とトロフィー、2位に賞状を授与する。

16. 代表者会議 平成27年5月10日(日) 18:00~ 会場: 富士北麓公園体育館
大会参加費として4,000円を持参する。

17. その他

- ① 応援はマナーを守って行う。選手や審判に対する暴言は絶対にしない。
- ② プレー中のカメラによるフラッシュ撮影およびフロア内での撮影は禁止とする。
- ③ 体育館内外のゴミの処理をきちんとすること。
- ④ 毎回たくさんの忘れ物が出るので、各チームできちんと取り組んでくること。
- ⑤ 参加者は全員スポーツ傷害保険に加入しておくこと。
- ⑥ 交通安全に留意すること。
- ⑦ 登録確認用紙は5月10日の代表者会議受付時に提出すること。
- ⑧ TOに提出するメンバー表は連盟指定のものを使用すること。
- ⑨ 体育館内の電源使用はしないこと。
- ⑩ 喫煙場所等、体育館使用上の注意・マナーを各チームで厳守・徹底すること。
- ⑪ 選手の引率と共にチームに所属していない小さなお子様(未就学児)を帯同している場合は、怪我や事故等のない様に各チームの責任において保護すること。
- ⑫ 各チームの備品(ボール・シューズ等)については各チームの責任において管理すること。
- ⑬ ミニバス関係者の自動車(選手を送迎する保護者の車を含む)は車内前面にチーム名を表示した紙などを置くこと。